

Title	フッサール現象学における自明性：排中律の擁護と意識の目的論的構造
Author(s)	紀平, 知樹
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2006, 40, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11999
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

フッサール現象学における自明性

——排中律の擁護と意識の目的論的構造——

紀 平 知 樹

はじめに

フッサールは、その生涯を通じて学問の基礎づけという課題を追究していた。その際、彼の分析は主観と客観の相関関係という枠組みをとることになる。すなわち主観的なものと客観的なものをどちらか一方へと還元するのはなく、むしろそれらの関係性を主題とするのである。基礎づけという課題にとって目指さなければならぬのは、客観の側では真理であり、主観の側では明証性である。これらの関係は、現象学が変化するにつれて、やはり変様しているように思われる。本稿においては、発生的現象学に分類される『形式論理学と超越論的論理学』（以下『論理学』と略記する）における基礎づけの問題を取り上げる。この著作は『論理学研究』（以下『論研』と略記する）において取り上げられた問題を、その後の彼自身の成果と論理学と数学の側での展開を踏まえて、再び考察している著作である。特に当時論理学をも含み込むようになった数学の現象学的批判が行われている。

さて、学問の基礎づけという課題とならんで、彼の哲学を導くモチーフとして、徹底した自己省察ということがあげられるであろう。これはある種の素朴さや自明性を徹底的に疑うというデカルト的なモチーフをもっている。彼は、自身の以前の成果をすべて放棄せざるを得ないようになったとしてもその徹底化をやめることはなかったし、実際そのことによって、彼の現象学は様々な展開を迎えた。この徹底化のまなざしは、自分自身だけでなく、彼以前の者たちにも向けられている。例えば『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』では、近代への扉を開いたガリレイが、それ以前の伝統から引き継ぎ、疑うことの無かった自明性を取り上げている。しかしそれではフッサールは自らの省察の徹底化をどこまで遂行できたのだろうか。あるいは、自らの自明性をどこまで打ち破ることができたのだろうか。本稿では『論理学』でのフッサールの分析を通して、まさに彼の現象学の中心的な課題である学問の基礎づけという場面に、彼自身が、それ以前から引き継いだ自明性が忍び込んでいないかどうかということを考察する。

一 数学の理念化的前提

認識批判的に学問の基礎づけを行おうとするフッサールにとって、とりわけ重大な問題は論理学の根本法則をいかに現象学的に基礎づけるかという問題である。『論理学』においてフッサールは「論理学の理念化的前提」というタイトルのもとでそのことに取り組んでおり、ここでは判断の同一性、矛盾律、排中律の三つが現象学的に検討されている。まずは前二者についての考察を確認しておくことにしよう。

フッサールは数学を「分析的判断の整合性の論理学」(XVII, S. 191)⁽¹⁾であると規定する。そしてそれは、「その普

遍的な形式によって、可能な判断の無限に開かれた外延に關係し、その理念的同一性を前提としている」(ibid.)という。わたしたちが何らかの判断をおこなう場合、その判断作用そのものは変化しうるが、しかし判断そのものはそれが同一の判断である限りは変化しない。つまりそのような場合、同一の判断に向かって志向的統一が形成されているのである。もちろん同一の判断が様々な意識様態において判断されることもある。例えば非常に曖昧にある判断をしたが、しかしそれから様々なことがわかり先の曖昧な判断を、非常に明晰に判断することもできる。このような様々な判断作用と対照的に、判断そのものは同一であり、そしてそれゆえにこそ判断そのものは意識に解消することはできない。この理念的なものの同一性をフッサールは、『論理学』において「以下同様という形式の無限」と関連づけて考察している。

フッサールによれば、以下同様とは、反復的な無限のことを意味しているのであり、その主観的相関者は、「繰り返し (immer wieder) できる」(XVII, S. 196) ということである。しかしながら人間の有限性のゆえに、実際には、「無限に」繰り返すことはできないことは明らかである。そうすると、このような無限が成立するためには、何らかの理念化が働いていることになる。このような理念化は論理学および数学の到るところでその意味を規定するような役割を果たしている。例えば以下の自然数列を考えてみよう。

1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, n, n+1, etc.

このような仕方では自然数列は無限に続く。つまりある数 n があるならば、それに 1 をたすことによって、自然数は無限に続く。 n がいかなる数であれ、わたしたちはそのような操作を行うことができる。この $n+1$ という法

則に則る限り自然数列の無限性は保証されている。それゆえ、この無限は法則の内に含まれているといってもよいであろう。形式的な数学とはこのような法則に関する学であり、それゆえに数学は「構成的無限性」(o.b.d.)の学問である。数学はこの法則については問題とするが、その主観的相関者である「繰り返しできる」ということに関しては目を閉ざしている。しかし数学の中心に据えられている構成的無限という理念性は、「繰り返しできる」という能力に基づくのであるから、その主観的相関者を説明しない限り、基礎づけられてはいない。すなわち理念性は「繰り返しできる」という能力に基づくのである。⁽²⁾

さて、以上みてきた問題は、判断が判断として成立する最低限の条件、つまり判断の同一性のみを問題としているが、学問は単独の判断で形成されるわけではなく、諸判断の統一によって成立している。そしてその諸判断の統一に関わるのが矛盾律の問題である。

フッサールは整合性をたびたび無矛盾性とよびかえているが、矛盾律とは、「あらゆる矛盾した判断は、それと矛盾する判断によって排除される。他の判断の分析的帰結であるようなあらゆる判断は、そのうちにも含まれている」(XVII, S. 197)とらうことを意味するといふ。そして後者の命題が意味していることを主観的にいうならば、「ある判断思念を持ち、そしてこれを説明しつつ何らかの分析的帰結を導くものは誰でも、その帰結をただ事実上判断しているだけではなく、むしろそのように判断する以外にはありえない」(abd.)ということの意味している。すなわち、単なる事実ではなく、あらゆる可能性を含めた上で、それ以外はありえないということの意味しているのである。それ以外にありえないということは、逆にいえば、そうでなければならぬということであるから、この法則は必然性をも意味していることになるであろう。さて、矛盾律は、「それ以外にはありえない」という仕

方で——相關的に客観的にいうならば、二つの矛盾した判断の統一の不可能性ということであるが——、その判断に矛盾するような判断を排除するわけである。だからといってそれが現象学的な意味での真理ではない。それは単に妥当しているだけである。つまり「そのことによっては、そもそもあらゆる判断が一致へともたらされうるといふことはまだいわれていない。まさにそのことは排中律、あるいは主観的な明証性の相関者のうちにも含まれてゐる」(XVII, S. 200) である。

二 真理の相関者としての明証性

意識の側から理論を基礎づけようとするフッサールにとって、明証性の問題は現象学の存立基盤がかかるほどの重要性を持った問題であるがゆえに、彼はその生涯を通じてたびたび明証性の問題を論じている。この議論で重要なのは、十全な明証性と必当的な明証性、判明な明証性と明晰な明証性の四種類である。判明な明証性と明晰な明証性は「論理学」で取り上げられ、十全な明証性と必当的な明証性とが『デカルト的省察』取り上げられているので、それらをまず確認することにしよう。

明晰な明証性と判明な明証性の区別は、フッサールが『論理学』で行った整合性論理学と真理論理学の区別に關わる場面で言及される。この整合性論理学はまた無矛盾性論理学ともよばれ、「真なる判断の可能な諸形式について学問」(XVII, S. 58)と規定される。ここで特に問題となるのは、諸判断の結合に關する法則である。そしてその結合法則に沿うかどうかによって、ある判断は真あるいは偽という値を持つことになる。つまり「真なる判断の可能な諸形式についての学問」は「対応する形式のあらゆる考え得る判断に対する可能な真と偽の条件をみずからの

うちに含んでいる」(abd)のである。従つてこの整合性論理学においても真理が一定程度問題になつてはいるのだが、フッサールにとってはこの論理的な整合性という真理は未だ十分なものではない。というのもこの整合性論理学においては、ただ理論上矛盾がないということだけがいわれているのであって、それは未だフッサールの考える真理ではない⁽³⁾。そこで彼の真理観が問題になり、判明な明証性と明晰な明証性との区別が意味を持つことになる。フッサールに従つて、判明な明証性と明晰な明証性を定義しておこう。判明な明証性とは「判断としての判断そのものが自己所与性へと至っている」(abd)のような明証性である。他方明晰な明証性とは「判断が自己所与性へと至り、しかもその自己所与性へと認識を意志する者としての判断者がその判断を貫いて意志している」(abd) 傍点は引用者による。) ような明証性である。注意しなければならないのは、判明な明証性と明晰な明証性では、判断はともに自己所与性へと至っているが、双方の違いは、後者においては「認識への意志」がなければならないということである。⁽⁴⁾ この「認識への意志」という視点を導入することによつてフッサールは、法則についての学である論理学の認識論的転回を意図している。

さらに、十全な明証性と必自然的明証性についてもみておこう。『論研』においてフッサールは「明証性とは真理の体験にはかならない」(XVIII, 193)と述べたが、その時意図されていたことは、「物と知性の一致」といわれるような経験の明証性であった。その後彼の明証性概念は拡張され、「一般化された意味での経験とは、明証性と同じものである」(XXXV, 326)とまでいわれる。そうであるとするなら、経験のあり方に応じて、明証性も区分されることになるであらう。

経験はわれわれに対象をきわめて不完全にしか与えない場合もあるが、完全に与える場合もありうる。それは対

象が全面的に確証されている状態であり、それをフッサールは十全な明証性とよぶ。しかしこれはあくまでも理念的な可能性であり、「カント的な理念」ともいわれる。こうした完全性に対して、さらにより高い權威を持った明証性としてフッサールは、必自然的な明証性についても語っている。これは「どのような疑いも排除するような完全な確実性においてそのもの自身を捉えること」(I, 56)と定義されている。しかし同時にフッサールは、この疑いのなさは、永遠に疑い得ないことを意味しているのではなく、「存在すると思われていたものが仮象と判明することになる、といった可能性を排除するものではない」(ibid.)ともいう。しかしこのような明証性の種別化は、一つの困難な問題を引き起こす。すなわち、十全な明証性よりも高い権利を持つ必自然的明証性を認めるなら、必自然的明証性が常に訂正可能なのに応じて、真理も訂正可能であるということ、つまり可謬論を採ることにならないだろうか。そしてひいては、相対主義的な立場をとるということにならないだろうか。この問題については次の排中律に対応する明証性の問題を考察するときに立ち戻ることにして、明証性のもう一つの働きについてみておこう。

明証性とは普遍的に、全意識生へと関係づけられた志向性の様式であり、それを通して意識生は、ある普遍的な目的論的構造を持つ。(XVII, 168-169)

意識は何かについての意識であるというフッサールの志向性についての定義から、意識は常に対象を与えるものであり、その限りで明証性を持つ。そしてそのことによって意識は目的論的構造を持つのである。このことが排中律に対応する原理にとって重要な意味を有することになる。

三 排中律の擁護

さて、排中律は、ある命題は必ず真か偽かのどちらかであると主張するものであることは先に述べたが、それをフッサールは以下のように述べている。

あらゆる判断は、その事象そのものへと近づいて行き、肯定的な一致においてであれ、否定的な一致においてであれ、そちらのほうへ向けられている。判断が明証的に真である場合——その都度の判断作用において思念され、そしていまや自己所与的なものとして自らを提供している範疇的对象性と充実化しつつ確認する合致のうちにある、他方その判断が明証的に偽であるのは、判断思念（思念された範疇的对象性そのもの）の部分的な充実化と一つになって、自己所与的なものとして、総体的な判断思念には矛盾し、そして必然的に「廃棄」されるような範疇的对象性が明示される。（XVII, S. 201）

フッサールは排中律をこのように定義し、さらに続けて、この排中律は「主観的な観点から二つの部分を持つ」（*ibd.*）という。わたしが何らかの判断を行っている場合、その判断は排中律を適用するならば、常に真か偽かのどちらかである。その場合、先の引用からするならば、その判断が偽ではあっても、それは偽として自己所与的なものになっているのであって、そういった意味では偽なるものではあっても明証性へともたらされているということになるであろう。それゆえに、「あらゆる判断は原理的に一致へともたらされる」（*ibd.*）のである。従って、排中律は一方では、ある判断は常に真か偽かのどちらかであるということを中心として、また同時に、判断は常に明

証性へもたらされるといふことをも意味しているのである。

われわれはすべてどれほどわずかな判断でさえ事実上、そして最高の努力をもってしても直観的に証示することはできないということを知っている。しかしながら、「それ自体」明証的にされえず、しかも肯定的あるいは否定的な明証性という意味で明証的にされえないような、非明証的な判断は存在しないといふことはアプリアリに洞察的なのである。(abd.)

この言明の後半部分から必然的に帰結するのは、あらゆる判断の決定可能性⁽⁵⁾という原理である。決定可能性とは、「あらゆる判断はそれ自体決定される。あらゆる判断は、真か偽かの述語をその本質として『持つ』」(XVII, S. 205)ことを意味する。

この排中律の問題こそ、数学の形式主義と直観主義の間の論争の中心点であったし、ひいては当時の数学全般に関するきわめて重大な問題であり、それだけに学問論を自らの課題として引き受けているフッサールにとっても避けては通ることのできない問題である。ヒルベルトは排中律を擁護することによって、すべての数学の問題の解決可能性を主張していたが、彼の主張からもこれは明らかにフッサールのいう決定可能性を意味するであろう。ブラウアーもまた排中律とすべての数学的問題の解決可能性は同一であると考えているが、彼は排中律の無制限な使用に対しては批判的であった。

ところがこの点に関して、フッサールの研究者からは疑義が提出されている。例えばシュミットは、「この原理の普遍的な妥当性が問題として立てられていない」⁽⁷⁾という指摘をしている。またローマーは、「排中律に対してフ

フッサールは対応する法則を定式化していない⁽⁹⁾といい、さらに続けて、「そのような主観的な明証性の法則は存在しない」という。これまでみてきた理念的なものの反復可能性、および矛盾律という論理学と数学の理念的な前提に対して、確かにフッサールはそれを主観の側から基礎づけようとして、それらが成立するための主観の側の法則を提示してきた。排中律に関しても、確かにフッサールはそれが明証性にもたらされうることとは明瞭に述べられている。しかし先の指摘にもある通り、それではいったい、いかにしてあらゆる判断は明証性にもたらされうるのか、ということをつッサールは述べていない。それどころか、フッサールは先の引用にあるように、ほんの「わずかな判断ですら事実上、しかも最高の努力をもってしても直観的に証示されることはできない」とすら述べていた。もしそうであるのならば、この排中律を現象学的に基礎づけることはできないということにならないだろうか。またそこから現象学的観点からは排中律を前提としたヒルベルトの形式数学を正当化することはできないということになってしまふであろう。もちろんここでフッサールがヒルベルトの形式数学を批判し、新たな、現象学的数学の建設を語るのであれば何らの問題も生じないであろうし、もしそうであるならば、その点でやはりフッサールとブラウアーは共通の立場に立つことができるであろう。例えば哲学的な点ではフッサールに影響を受けているヘルマン・ワイルはそのような立場にいるように思われる。

しかしながらフッサールがこの『論理学』においてヒルベルトの名前に直接言及することはほとんどないし、またその後のフッサールの思索を見渡してみても、例えば『危機』においては再び多様体論が採り上げられ、批判的に論じられてはいるが、しかしそれはあくまで多様体論の認識論的な素朴さや過度の形式化による意味の喪失を批判しているのであって、そのような自然科学を打ち壊すというよりは、むしろその素朴さや意味の空洞化に対して、

現象学的な基盤を与えることに主眼がおかれているように思われる。従って、ブラウアーが新たな、直観主義的数学を建設しようとしたように、フッサールが現象学的数学を建設しようとしたことはおそろくないえないであろう。

四 驚くべきアプリアリと真理の訂正可能性

確かにフッサールは排中律の問題に関して他の二つの原理のように、客観的な原理に対応する主観の法則を明示してはいない。しかしだからといってフッサールが排中律を明瞭に否定しているわけでもない。

どのような場合にでもわれわれは論理学者として意のままになる同一的な判断の確実性に立脚している。しかしながらいまやその判断は「それ自体決定されている」。すなわちある「方法」によつて、つまり直接的に、または間接的に一致へと、あるいは真か偽かの明証化へと導いていくそれ自体存在しかつ、実行可能な認識する、思惟の道を通してということである。このようなことすべてとともに可能な判断のあらゆる主観に、従つてまたあらゆる人間とあらゆる考えうるものに驚くべきアプリアリが負わされている。驚くべきというのは、ある一定の最終的な成果をともなつた思惟の道が、足を踏み入れられるべきものであるが、しかし決して踏み入れられないものとして「それ自体存在している」とか、実行可能であるが、しかし決して実行されないものとして知られざる主観の諸形態の思惟活動が「それ自体存在する」ということをわれわれはいかにして知るか、ということがあるからである。(ebd.)

ここで注目しなければならないのは、フッサルがあらゆる人間に負わされているという「驚くべきアプリアリ」である。まさにこのアプリアリがあるからこそ、実際には実行できないような思惟を実行可能なものとして考えることができるし、そこからまたあらゆる判断は決定されるということがいえるのである。それではいったいこの「驚くべきアプリアリ」とは何か、このことが問題である。

経験の側で最も高い権威をもつものは、必自然的明証性もつものであることは先に述べた。この明証性は、あらゆる疑いを排除するものではあるが、しかしそれは一切訂正不可能なものではないとフッサルは述べていた。ところが、また彼は「一つの判断は、ある時には真で別の時には偽であったりするのではなく、『常にいつも』真もしくは偽である」(XVII, 201)ともいう。この経験の側での訂正可能性と他方で判断の側での決定性の齟齬はいかにして架橋することができるのであろうか。この文章に続けてフッサルは次のようにいう。

もし一度明証的となるならば、一度充実化する十全な明証性の中で証示されるならば、その判断は別の時に「それを裏切る十全な」明証性の中で偽として示されることはできない。(XVII, 202)

ここではもはや必自然的明証性ではなく、十全な明証性によって示されたならば、ある時に真であったものが、別の時に偽となることはないといわれている。従って、決定可能性とは、必自然的明証性によって基礎づけられるものではなく、むしろ十全な明証性によって基礎づけられるべきものであることになる。つまり十全な明証性において、対象は全面的に与えられているのであるから、もはやそれ以上に隠された部分はないし、そこにおいて真であるものは、偽へと転化することはあり得ない。しかしこの十全な明証性は、フッサル自身が述べていたよう

に、あくまでもカント的な理念としてしか示されえないものである。従ってわれわれは、この理念がいかにして可能になるのかということへと問いをすすめて行かねばならない。

ここで思い出さなければならぬのが意識の目的論的構造である。フッサールはこの目的論的構造を「理性へと向けられていること、しかも正しさの証示（そして同時にその習慣的な獲得物へ）」と正しくないことの抹消（そのことによって正しくないことは獲得された所有物としては妥当しないこと）へとむけられてあること（XVII, 108）といいかえている。ここでは二つの事柄を取り出すことができる。第一にはフッサールの理性に対する揺るぎない信仰である。そして第二には、習慣的な獲得物とそれを可能にする「常に繰り返してできる」という能力こそが理性を支える能力であるということである。先にも述べたように、反復こそが有限な人間に対して、理念性への通路を開くのである。

しかしこのことによって、フッサールは論理学の基礎づけに成功したというべきであろうか。先にも述べたとおり、この決定可能性の問題は、当時の数学基礎論論争においても、重大な問題であり、形式主義者と直観主義者の間で論争があった。ここではヒルベルトは、カントールによって確立された無限の数学を継承し、維持しようとしていたのに対して、ブラウアーは、直観主義的数学の建設に着手した。そして排中律を擁護するフッサールは、明らかにヒルベルトの側に立っているように思われる。

先に見たように、何人かの研究者は排中律に対応する主観的原理をフッサールは明らかにしていないと考えている。たしかにフッサールはその原理を明示することはなかった。しかし彼自身はブラウアーのように現象学的数学の建設に進むのではなく、あくまでも排中律を擁護して既存の数学を基礎づけようとしていたと思われる。そして

その背後には、明示されてはいないとはいえ、理性に対する信頼がすでに前提されてしまっていたとみることが難しくないだろう。まさにこの「理性への信頼」こそがフッサールがその思索の前提に忍び込ませている自明性ではないだろうか。たしかにフッサールは倦むことなくその生涯を通じて、徹底した自己省察を行っていたのではあるが、しかし理性への信頼を批判に曝すことまではできなかったように思われる。

それでは、現象学の立場から理性への信頼、すなわち「驚くべきアプリアリ」なしに排中律を擁護することはできるだろうか。このことについて手短かに答えておこう。『論理学』の続編として構想されていた『経験と判断』においてフッサールは「未知性は既知性の一樣態である⁽¹⁰⁾」という。これは、未知なるものは、全くの未知ではなく、むしろすでに知られたものによって、未知なるものも常に既に一定の類型を描かれているということを意味している。そしてそのように予描されたものが実現するか否かによって、否定と肯定の原様態が生じるのである。とするなら、意識の目的論的構造とは、そのような類型性の一種である。またそうであるとするならば、決定可能性は、類型的に予描されうるものに対してのみ妥当することになるであろう。そしてそのような予描が不可能な場合、われわれは真も偽もない現象と向かい合わなければならないのである。

注

(1) *Husserliana* からの引用は、本文中の括弧内にローマ数字で巻数を、アラビア数字でページ数を指示する。

Husserliana Band I: Cartesianische Meditationen und Pariser Vorträge

Husserliana Band XVII: Formale und transzendente Logik: Versuch einer Kritik der logischen Vernunft

Husserliana Band XVIII: Logische Untersuchungen Band I: Prolegomena zur reinen Logik

- (2) このような対象性に対して理念性という語を用いるか、非実在性という語を用いるかでフッサールは揺れているように思われる。インガルデンはフッサールが志向性によって与えられる対象に対して理念性という語を用いることに対して批判的である。Vgl., Roman Ingarden, *Das literarische Kunstwerk*, Max Niemeyer Verlag, 1931, S. XIV.
- (3) この点については以下の拙論を参照せよ。紀平知樹「フッサールとヒルベルト——学問の基礎としての現実性『メタフュシカ』」
- (4) この観点については以下の論文を詳しく読むこと。Vgl., Robert Sokolowski, *Logic and Mathematics in Husserl's Formal and Transcendental Logic*, in *Explorations in Phenomenology*, ed. by David Carr and Edward S. Casey, Martinus Nijhoff, 1973, 306-327, auch ders., in *Husserlian Meditations. How words present Things*, 1974, Evanston, 271-289.
- (5) Vgl., XVII, S. 203ff.
- (6) Vgl., I, E. J. Brouwer, *Intuitionic Reflections on Formalism*, translated by Stefan Bauer-Mengelberg, in *From Frege to Gödel—A Source Book in Mathematical Logic, 1879-1931*, ed. Jean van Heijenoort, Harvard University Press, 1967, p. 491.
- (7) Roger Schmit, *Husserl's Philosophie der Mathematik*, Bouvier Verlag, 1981, S. 61.
- (8) Dieter Lohmar, *Edmund Husserls, Formal und transzendente Logik*, 2000, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, S. 146.
- (9) ebd.
- (10) Edmund Husserl, *Erfahrung und Urteil: Untersuchungen zur Genealogie der Logik*, Felix Meiner Verlag, 1972, S. 34.

(文学研究科講座)

SUMMARY

**Husserl's Obviousness:
Defense of the excluded Middle
and the Teleological Structure of Consciousness**

Tomoki KIHIRA

Husserl pursued the problem of the basis of science throughout his life. His analysis takes the shape of the correlation between subject and object in this problem. Namely, he does not reduce to either the subjective or the objective, but thematize the relation between them. For the task of the foundation of science we aim at truth on the objective side and evidence on the subjective side. In this paper I argue a problem of foundation in the *Formale und transzendente Logik*.

Along with the problem of the foundation of science, there is a motif, that leads his Phenomenology. It is a radical meditation which originates from Descartes. It designates that man who is to begin his philosophical thinking must first suspect his own obviousness (Selbstverständlichkeit) and get rid of naivety.

In the *Krisis der europäischen Wissenschaften und transzendente Phänomenologie* Husserl criticizes Galilei's obviousness which he took over from his predecessors and never examined. However, to what extent does Husserl get rid of his own naivety? I examine it through his defense of the excluded middle in the *Formale und transzendente Logik*. While Husserl does not clearly present the subjective principle that corresponds to the objective principle of the excluded middle, he gives it legitimacy. I would like to explain on what grounds Husserl can defend it

キーワード：明証性，基礎づけ，排中律，意識の目的論的構造，自明性